

漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱

6 水 推 第 1 5 5 4 号
令 和 7 年 3 月 3 1 日
農林水産事務次官依命通知

(最終改正 令和8年4月7日付け 7水推第1600号)

(趣旨)

第1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方及び関東地方太平洋側を中心とした幅広い地域で、水産業への壊滅的な被害や水産物への風評被害等が発生し、我が国漁業や養殖業をとりまく環境は一変した。

このため、震災で悪影響を受けた漁業者や養殖業者の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進していく必要がある。このような状況を踏まえ、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも漁業や養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るものである。

(通則)

第2 漁業・養殖業復興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、東日本大震災で悪影響を受けた漁業者や養殖業者の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進していくため、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも漁業や養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図ることを目的とする。

(事業の内容等)

第4 本事業の実施主体は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）とし、次の事業を行うものとする。

1 漁業・養殖業復興支援運営事業

(1) 復興プロジェクト本部運営事業

ア 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、漁業・養殖業に関する有識者等からなる復興プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及びその事務局から構成される復興プロジェクト本部を設置する。

イ 中央協議会は、漁業・養殖業復興支援事業を実施するための基本的な事項について審

議するとともに、(2)のウの復興計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への確保が図られると認められるとき、漁獲量の震災前の5割以上への回復が図られると認められるとき又は被災地域の養殖業の振興に資する計画と認められるときは、令和13年3月31日までの間において水産庁長官が別に定めるところによりこれを認定する。

ウ 中央協議会は、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖業に関する有識者等からなる養殖審査会を設置し、イに規定する事務のうち養殖業に関する復興計画（漁業と養殖業の兼業に関する復興計画を除く。）に係る審査及び認定を委任することができる。

エ 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、(2)の地域復興プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導・助言等を行うものとする。

オ 水漁機構は、この事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努めるものとする。

(2) 地域復興プロジェクト運営事業

水漁機構は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者（以下「水産業協同組合等」という。）であって次のアからオまでに掲げる事項を実施又は運営する者（以下「地域復興プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に当たり必要な経費について助成金を交付する。

ア この事業の支援を受けて漁業者、養殖業者、流通・加工業者等（以下「漁業者等」という。）及び地方公共団体が一体となって漁業・養殖業の復興に取り組もうとする場合に、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の復興プロジェクト（以下「地域復興プロジェクト」という。）を設置すること。

イ 漁業者等の代表、関係団体、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域復興プロジェクト協議会（以下「地域復興協議会」という。）を設置すること。

ウ 地域復興協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、収益性を向上するための取組に加え、経営再建が真に必要であることが分かるような復興計画を作成し、これを中央協議会に提出し、(1)のイの認定を受けるとともに、認定された復興計画（以下「認定復興計画」という。）を実施するために必要な指導・助言等を行うこと。

エ 復興計画の作成に必要な調査研究を実施すること。

オ 復興計画に参加しようとする漁業者又は養殖業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、必要に応じて中小漁業経営支援協議会を設置すること。

2 がんばる漁業・養殖業復興支援事業

(1) 水漁機構は、地域復興協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定復興計画に基づく次に掲げる事業の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、助成金を交付する。

ア 漁業の収益性向上の事業

イ 福島県沿岸における漁業の生産回復の事業

ウ 養殖業の振興に資する事業

(2) 水漁機構は、(1)により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより、漁獲

物又は養殖生産物の販売代金等から助成金を返還させることとする。

(事業の対象)

- 第5 がんばる漁業・養殖業復興支援事業に参加する漁業者及び養殖業者については、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとし、中央協議会による審査・認定を受けた取組を実施する者とする。
- 1 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて経営に支障を来している漁業者又は養殖業者であること。
 - 2 1の者の従業員であって新たに漁業又は養殖業に着業する者（漁家子弟又は計画策定年度において当該者と雇用関係を有する者）であること。

(基金の造成及び管理)

- 第6 水漁機構は、第4に定める事業の実施に充てるため、当該事業の実施期間において、国の予算に基づく国からの補助金について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和4年3月28日付け3水推第1433号農林水産事務次官依命通知）第4第1項に規定する水産業体質強化総合対策事業基金（以下「事業基金」という。）に造成するものとする。
- 2 水漁機構は、事業基金を次により管理・運用するものとする。
 - (1) 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金又は郵便貯金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）
 - (3) 国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）
 - 3 水漁機構は、事業基金を適正に管理するため、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第4第2項第3号に規定する勘定と区分して経理し、第4に定める事業の実施に充てるための漁業・養殖業復興支援事業助成勘定（以下「復興勘定」という。）を設けるものとする。
 - 4 水漁機構は、復興勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。
 - 5 水漁機構は、復興勘定の運用から生ずる果実を、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第1号により、毎年水産庁長官の承認を得て管理運営費を含め第4に掲げる事業に充てることのできるものとする。
 - 6 水漁機構は、第4第2項第2号により水産業協同組合等から返還された助成金については、復興勘定に繰り入れて運用するものとする。
 - 7 水漁機構は、基金造成後に水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第4第2項第3号に定める勘定と復興勘定との相互間における経費の流用を行ってはならない。
 - 8 水漁機構は、事業基金の管理については、第2項から第7項までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

(事業基金の廃止時期等)

- 第7 水漁機構は、事業基金について、少なくとも3年に1回は定期的な見直しを行う。定期的な見直しを行う際には、基金の保有割合を算出し、当該保有割合並びに当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告する。

- 2 第4に定める事業を行う期間は、令和13年3月31日までとする。ただし、災害、事故その他特別の事情によって終了しない場合、水漁機構が水産庁長官に協議し、事業の終了時期を変更することができる。
- 3 水漁機構等は、前項の規定による事業の終了後、速やかに本事業に係る精算手続等を行うものとし、当該精算手続等に伴い通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、復興勘定の中から支弁することができるものとする。

(報告)

第8 水漁機構は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第2号により、本事業の実施状況を報告するものとする。

(国の助成等)

- 第9 国は、予算の範囲内において、水漁機構に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
 - 2 水漁機構は、本要綱により実施する事業の全てが完了したときは、事業基金のうち、本事業により造成した基金については、速やかに精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、水漁機構に残額が生じているときは、水漁機構は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、本要綱により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、水漁機構は当該基金残額を国庫に返還するものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第10 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、水漁機構が行う第4に掲げる事業に係る助成金の交付を造成された基金によって行う事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
 - 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

- 第11 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第3号による交付申請書のとおりとし、水漁機構は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
 - 2 水漁機構は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施者について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第12 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第13 大臣は、第11第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、水漁機構に対しその旨を通知するものとする。

2 第11第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第14 水漁機構は、第11第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第13第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第15 水漁機構は、基金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、基金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 水漁機構は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第16 水漁機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第5号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第17に規定する軽微な変更を除く。

(2) 基金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第17に規定する軽微な変更を除く。

(3) 基金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第17 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第18 水漁機構は、基金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は基金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第6号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払)

第19 水漁機構は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第7号による支払請求書を水産庁長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書(造成完了報告書)は、別記様式第8号のとおりとし、水漁機構は、基金の造成が完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(造成完了報告書)を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第21 大臣は、第20の規定による報告を受けた場合には、実績報告書(造成完了報告書)等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る基金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、水漁機構に通知するものとする。

2 大臣は、水漁機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第22 大臣は、第16第1項第3号の規定による基金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第13第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 水漁機構が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 水漁機構が、補助金を基金事業以外の用途に使用した場合

(3) 水漁機構が、基金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者等が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合(ただし、漁業法第28条の規定による処分を受ける場合を除く。)

(5) 間接補助事業者等が、間接補助金を基金事業以外の用途に使用した場合

(6) 間接補助事業者等又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業(以下「IUU漁業」という。)に従事したとして世界貿易機関に通報された場合又は地域漁業管理機関が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合

(7) 交付の決定後生じた事業の変更等により、基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年

利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第23 水漁機構は、補助対象経費（基金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(残存物件の処理)

第24 水漁機構は、基金事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

第25 水漁機構は、基金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して基金事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 水漁機構は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに基金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類及び証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(基本的事項の公表)

第26 水漁機構は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期及び基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第27 水漁機構は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠並びに基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合はこれによること）に大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第28 水漁機構は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、別記様式第9号により、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部

又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第29 水漁機構は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

第30 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第31 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行う。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第32 水漁機構は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第11から第25まで(第19及び第21を除く。)の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本要綱に従うべきこと。

(2) 助成金等の交付を受けた民間事業者(以下「助成事業者」という。)が当該助成金等により実施する事業(以下「助成事業」という。)により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、同令において期間の定めがない財産にあっては当分の間。)においては、水漁機構の承認を受けないで、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による水漁機構の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を水漁機構に納付させることがあること。

2 水漁機構は、前項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 水漁機構は、第1項第3号の規定により助成事業者から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金等は、基金に組み入れて補助金の交付の目的に従って使用しなければならない。

4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、水漁機構は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第33 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(指導監督)

第34 水産庁長官は、この事業の実施に関して、水漁機構及び水産業協同組合等に対し、指導及び監督を行うものとする。

(事業の実施に必要な事項)

第35 本要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

附 則 (令和7年3月31日付け6水推第1554号)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付要綱（平成23年11月21日付け23水管第1817号農林水産事務次官依命通知）及び漁業・養殖業復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23水管第1818号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前において、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付要綱及び漁業・養殖業復興支援事業実施要綱に基づいて造成された基金については、本要綱の規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則 (令和8年4月7日付け7水推第1600号)

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた漁業復興計画又は養殖復興計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第10及び第17関係）

区分	経費	補助率	重要な変更
<p>漁業・養殖業復興支援事業費</p>			
<p>1 漁業・養殖業復興支援運営事業費</p>	<p>1 復興プロジェクト本部運営事業費 水漁機構が、復興プロジェクト本部を設置し、その運営を行うために必要な基金を造成するのに要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>区分の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減</p>
	<p>2 地域復興プロジェクト運営事業費 水漁機構が、地域復興プロジェクト運営事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費</p>	<p>定額</p>	
<p>2 がんばる漁業・養殖業復興支援事業費</p>	<p>3 がんばる漁業・養殖業復興支援事業費 水漁機構が、がんばる漁業・養殖業復興支援事業を実施する水産業協同組合等に対して次の（1）、（2）及び（3）の経費に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費</p>		
	<p>（1）操業費用等補助分 水漁機構が、がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、漁業協同組合等に対して操業費用等に係る助成金を交付するに要する経費</p>	<p>水産庁長官が別に定めるところにより定めた額に2/3、1/2若しくは1/3を乗じた額、事業管理費及び消費税を合計した額（ただし、事業実施者が第5第2項に規定する者であって、当該事業の終了をがんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）の第1の5の（1）による場合は、定額）</p>	
	<p>（2）運転経費等助成分 水漁機構が、がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、漁業に係る取組を実施する水産業協同組合等に対して運転経費に係る助成金を交付するのに要する経費</p>	<p>定額</p>	
	<p>（3）養殖業に係る事業費分 がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、養殖業に係る取組を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するに要する経費</p>	<p>水産庁長官が別に定めるところにより定めた額に1/5を乗じた額、事業管理費及び消費税を</p>	

	<p>に必要な基金を造成するのに要する経費</p>	<p>合計した額（ただし、事業実施者が第5第2項に規定する者であって、当該事業の終了をがんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）の第1の5-2の（1）による場合は、定額）</p>	
--	---------------------------	--	--

別記様式第1号（第6第5項関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業に係る運用益使用承認申請書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、漁業・養殖業復興支援事業の管理運営費を含めた事業費を、下記予算の範囲内で使用することを承認されたく、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱第6第5項の規定に基づき申請する。

記

管理運営費の予算額及び運用益計画

区 分	事業費	事業基金の運用益	備 考
水産業体質強化総合対策事業 基金のうち漁業・養殖業復興 支援事業助成勘定	円	円	

- (注) 次の関係書類を添付すること。
1. 管理運営費予算額積算内訳
 2. 運用益の算定根拠

別記様式第2号（第8関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱第8の規定に基づき、下記のとおり
〇〇年度漁業・養殖業復興支援事業の実施状況報告書を提出する。

記

漁業・養殖業復興支援事業

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
1. 収入 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
平成31年3月31日以前 に認定を受けた復興計画に 基づく事業分		
平成31年4月1日以降に 認定を受けた復興計画に基 づく事業分		
運 用 益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支出 (a)'+(b)'		
(1) 漁業・養殖業復興支援運営事 業 (a)'		
① 復興プロジェクト本部運営 事業		
ア 事業費支出		

イ その他支出		
② 地域復興プロジェクト運営事業		
ア 助成金支出		
イ その他支出		
(2) がんばる漁業・養殖業復興支援事業 (b)'		
① 助成金支出		
ア 助成金支出		
イ 運転経費等助成分		
ウ 操業費用等補助分		
エ 養殖業に係る事業費分		
次期繰越金 (1 - 2)		

(注) 助成金等支出について、平成31年3月31日以前に認定を受けた復興計画に基づく事業分についてはアに、平成31年4月1日以降に認定を受けた復興計画に基づく事業分についてはイ及びウに記載すること。

別記様式第3号（第11第1項関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱第11第1項の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 基金造成に係る計画

区分	金額	備考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金 1 漁業・養殖業復興支援運営事業費 (1) 復興プロジェクト本部運営事業費 (2) 地域復興プロジェクト運営事業費 2 がんばる漁業・養殖業復興支援事業費 (1) 操業費用等補助分 (2) 運転経費等助成分 (3) 養殖業に係る事業費分	円	
合 計		

- 4 添付書類
事業主体の定款及び事業計画書
- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第15第2項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

水漁機構 代表者 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
- ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
- なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第5号（第16第1項関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱第16第1項の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第3号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第18関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業費補助金遅延申出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱第18の規定に基づき届け出る。

記

- 1 基金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 基金事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定 年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 2 基金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第19関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業費補助金の支払請求書

番 号
年 月 日

官署支出官水産庁長官
〇〇〇〇殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった漁業・養殖業復興支援事業費補助金について、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱第19の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金〇〇〇円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

別記様式第8号（第20関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業実績報告書（造成完了報告書）

番 号
年 月 日

農林水産大臣
〇〇〇〇 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱第20の規定により、報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 基金造成に係る実績

区 分	金 額	備 考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金 1 漁業・養殖業復興支援運営事業費 （1）復興プロジェクト本部運営事業費 （2）地域復興プロジェクト運営事業費 2 がんばる漁業・養殖業復興支援事業費 （1）操業費用等補助分 （2）運転経費等助成分 （3）養殖業に係る事業費分	円	
合 計		

（注） 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記様式第9号（第28関係）

国庫納付金承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
○○○○ 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱第28の規定に基づき、下記により申請する。

（なお、併せて事業造成基金の残額○○○円を返還する。）

記

1 総括表

事業名	事業基金 造成額 ①	運用額 ②	事業基金から の助成金支出 額 ③	水産業協同組 合等からの助 成金返還額 ④	返 還 額 =①+②-③+④
漁業・養殖業復興 支援事業費補助金	円	円	円	円	円
合 計					

2 添付書類

- (1) 運用益取崩し報告書
- (2) 運用益（預入利息）明細一覧表